

令和7年度(令和6年分)市県民税申告日程について【横川地区】

申告会場：横川総合支所 多目的室

※選挙・災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります。

◎待ち時間・混雑の緩和のため、お住まいの地域ごとに日程を設定しております。

- ・設定日に都合が悪い場合は、申告期間内の都合の良い日時にお越しください。
- ・国分シビックセンター申告会場では、3月9日(日)を休日申告日として設定しております。

◎来場される前にご確認ください。

- ・農業所得のある方は、別紙の「簡易農業所得収支計算書」をあらかじめ作成してお越しください。
- ・医療費の控除を受けたい方は、「医療費の明細書」をあらかじめ作成してお越しください。
- ・給与収入のみで98万円以下の方、事業所得・不動産所得等のみで43万円(基礎控除額)以下の方、無収入の方、障害年金等の非課税収入のみの方は、別紙の「市県民税簡易申告書」で郵送・ファクス・メールで申告できます。詳細は裏面のフローチャートをご確認ください。

月	日	曜日	対 象 地 域	
			午前(受付時間 9:00~11:30)	午後(受付時間 1:00~4:00)
2月	5	水	山ヶ野地区(高木、十三谷、木浦、茶屋、山ヶ野金山、古城)	
	6	木		
	7	金	安良地区(北園、紫尾田、正牟田、野坂、横伏敷、柿木、大住、床波、岡村、崎山団地、夢見ヶ丘、上ノタウン、上ノ団地、崎山従業員用住宅)	
	8	土	休 日	
	9	日		
	10	月	安良地区(北園、紫尾田、正牟田、野坂、横伏敷、柿木、大住、床波、岡村、崎山団地、夢見ヶ丘、上ノタウン、上ノ団地、崎山従業員用住宅)	
	11	火	建 国 記 念 の 日	
	12	水	安良地区(北園、紫尾田、正牟田、野坂、横伏敷、柿木、大住、床波、岡村、崎山団地、夢見ヶ丘、上ノタウン、上ノ団地、崎山従業員用住宅)	
	13	木	中央地区(山ノ口、上新町、下新町、希望ヶ丘団地、清水町、仲町、下町、旭町、新町住宅、小山ノ口住宅、清水川団地、ハイツ横川、上新ハイツ、中ノ団地、高圧住宅、丸山前団地)	
	14	金		
	15	土	休 日	
	16	日		
	17	月		
	18	火		
19	水	中央地区(山ノ口、上新町、下新町、希望ヶ丘団地、清水町、仲町、下町、旭町、新町住宅、小山ノ口住宅、清水川団地、ハイツ横川、上新ハイツ、中ノ団地、高圧住宅、丸山前団地)		
20	木			
21	金	佐々木地区(黒葛原、赤水、小原、山住、馬渡、岩穴、前川内、二牟礼、馬渡住宅)		
22	土	休 日		

月	日	曜日	対 象 地 域	
			午前(受付時間 9:00~11:30)	午後(受付時間 1:00~4:00)
2月	23	日	天 皇 誕 生 日	
	24	月	振 替 休 日	
	25	火	佐々木地区(黒葛原、赤水、小原、山住、馬渡、岩穴、前川内、二牟礼、馬渡住宅)	
	26	水		
	27	木	西地区(上小脇、下小脇、宮下、川北、上向江、向江、二石田、下深川、上深川、みどり団地)	
	28	金		
3月	1	土	休 日	
	2	日		
	3	月	西地区(上小脇、下小脇、宮下、川北、上向江、向江、二石田、下深川、上深川、みどり団地)	
	4	火		
	5	水		
	6	木	植村今村地区(上植村、下植村、向植村、大里、今村住宅、第二・第三今村住宅)	
	7	金		
	8	土	休 日	
	9	日	※休日申告(会場:国分シビックセンター 受付時間:午後4時まで)	
	10	月		
	11	火	尾田地区(上尾田、下尾田、中尾田住宅、下片白住宅、水流ハイツ、警察官舎)	
	12	水		
	13	木		
	14	金	全日程で申告に来られなかった方(所得税の申告期限は3月17日(月)です。)	
15	土	休 日		
16	日			
17	月	全日程で申告に来られなかった方(所得税の申告期限は3月17日(月)です。)		

◎以下の方は加音ホールでの申告になります。

- ①住宅ローン控除の初年度の申告
- ②土地、建物、山林、株式の売却に係る申告
- ③先物取引に係る所得の申告
- ④配当所得の申告
- ⑤雑損控除の申告
- ⑥青色申告

※②~④に該当する方で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市役所の会場で申告ができる場合があります。

■お問合せ先 横川総合支所 地域振興課 45-5111(内線6341・6342)

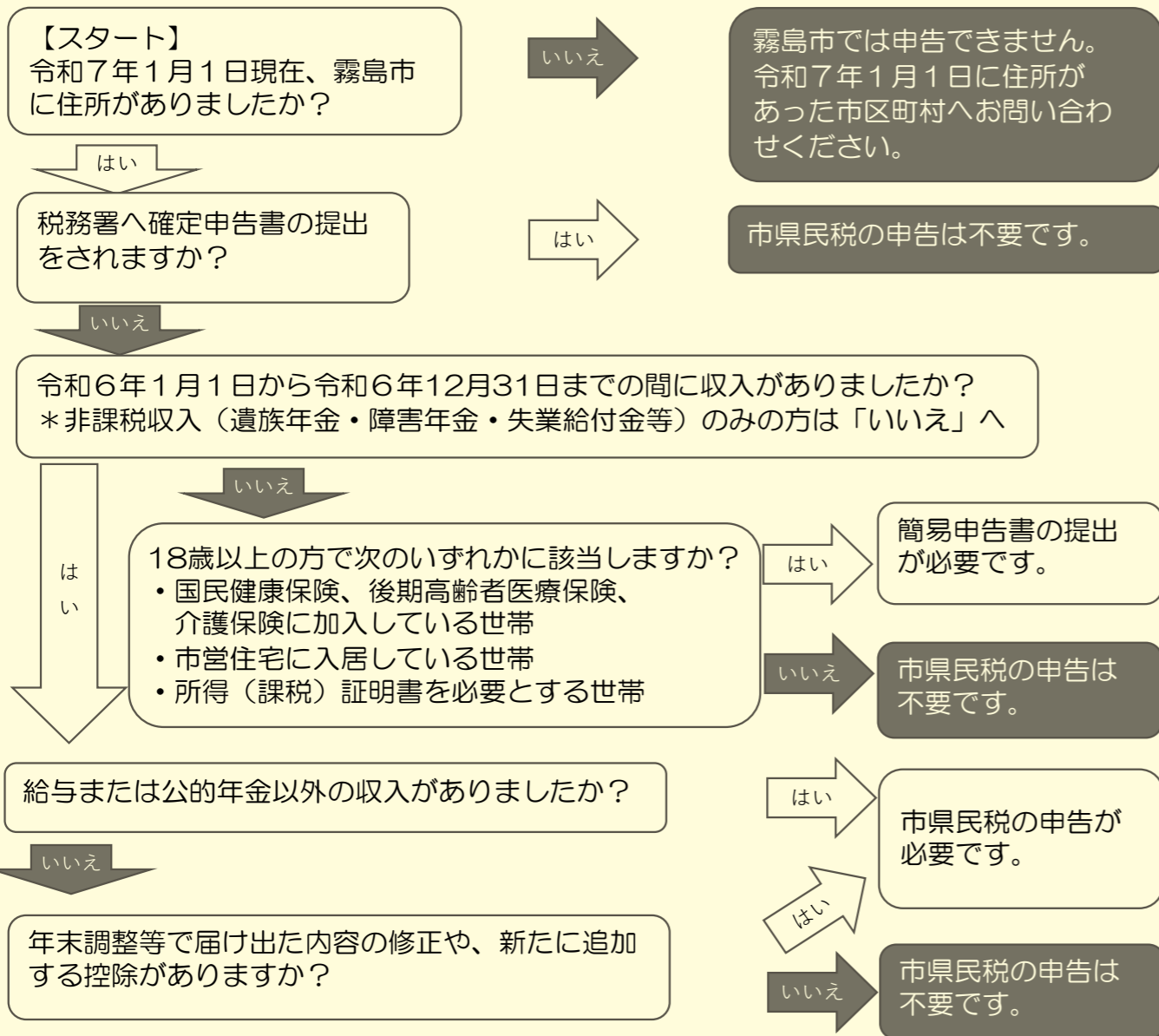
※所得税及び消費税の確定申告に関するご不明な点は、加治木税務署(0995-62-2161)までお問い合わせください。

令和7年度
(令和6年分)

市県民税申告のご案内

■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

全戸配布をしている「申告日程表」は、ホームページや広報誌にも掲載していることから、来年度からは班回覧へと変更いたします。それに伴い、「市県民税簡易申告書」、「簡易農業所得収支計算書」、「医療費控除の明細書」も、来年度からは全戸配布を廃止いたします。必要な方は、今年度申告した際に来年度分を持ち帰るか、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口での受け取り、霧島市のホームページ内で検索、若しくは下記のQRコード読込先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1
霧島市役所 税務課 市民税グループ 宛
ファックス：0995-64-0931
メール：shinkoku@city-kirishima.jp

■申告に必要なものについて

①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)。	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの。	

③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための資料

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

④障害者控除を受けるための資料

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための資料

対象者に収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

⑥医療費控除を受けるための資料

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考に記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」が必要です。

⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための資料

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

⑧申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる資料

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しく
ださい。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。